

野 産 第 212 号  
令 和 6 年 9 月 11 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

野田村長 小 田 祐 士

市町村名 (市町村コード)	野田村 (035033)
地域名 (地域内農業集落名)	根井・和野平・横合地区 (根井・和野平・横合)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 6 年 3 月 19 日 (第 1 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

### (1) 地域農業の現状及び課題

耕作している、していないに関わらず、現状維持の意向が多いが、高齢で後継者未定の農地が多いため、5年～10年後の有効に活用できる農地の担い手の確保が必要。  
新規就農者が増加し、野菜(ブロッコリー)の栽培を開始しており、規模拡大意向もある。

### (2) 地域における農業の将来の在り方

野菜の栽培を継続し、農業を担う者が担う他、更なる新規就農者の受け入れを促進することにより対応していく。  
果樹(やまぶどう)の担い手については、地域おこし協力隊等により確保を目指していく。

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

### (1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	151.56 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	120.54 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

### (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業振興地域を中心として、その周辺を含む農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

### 3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

#### (1) 農用地の集積、集約化の方針

高齢化等により農業を維持できない農地が発生した場合、農業を担う者へ集積を図る。

#### (2) 農地中間管理機構の活用方針

農業をリタイア・経営転換する人は、可能な限り、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

#### (3) 基盤整備事業への取組方針

必要に応じて今後検討していく。

#### (4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

JAや県、農業委員会などの関係機関と連携して、認定農業者や認定新規就農者を地域内外から確保するよう務める。また、農地の斡旋や農作物の栽培技術指導などの支援を行い多様な経営体を育成する。

#### (5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

必要に応じて今後検討していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④輸出	<input checked="" type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携	<input type="checkbox"/>	⑩その他

#### 【選択した上記の取組方針】

①監視活動を強化して、早期対策をとる。

①⑤また、県の電気柵実証の結果を踏まえ、山ぶどう等の被害対策のため電気柵の導入を検討する。